

日本私立大学協会
私立大学ガバナンス・コード＜第 2.0 版＞
「点検結果報告書」

共通様式

①法人名称	学校法人藤ノ花学園
②設置大学名称	豊橋創造大学
③担当部署	総務部庶務課
④問合せ先	0 5 3 2 - 5 4 - 9 7 2 4
⑤点検結果の確定日	令和 7 年 9 月 30 日
⑥点検結果の公表日	令和 7 年 9 月 30 日
⑦点検結果の掲載先 URL	https://www.sozo.ac.jp/outline/staff-formation#code
⑧本協会による公表	☒ 承諾する ☐ 否認する

【備考欄】

②設置大学には豊橋創造大学短期大学部を含む。

様式 I

I－I. 「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果

基本原則・原則	遵守状況
基本原則 1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則 1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則 2 公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則 2－2 多様性への対応	○
基本原則 3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－4 危機管理体制の確立	○
基本原則 4 透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開	○

I－II. 遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明

I－III. 遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明

様式Ⅱ

Ⅱ－Ⅰ．「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則１－１ 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目 1－1 ①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	建学の精神、基本理念及び教育目的について、入学案内、履修要覧等を始めとした学内発行物に明示するほか、大学ウェブサイト等を通じ、学生だけではなく広く社会に示している。建学の精神については、キャンパス内に説明文とともに掲示している。
実施項目 1－1 ②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	各教育組織において、「卒業認定・学位授与の方針」、(DP)「教育課程編成・実施の方針」(CP)、「入学者受入れの方針」(AP)の３つの方針（ポリシー）を明確にし、入学から卒業に至る学びの道筋をより具体的に明確にしている。 また、毎年、自己点検・評価を実施し、広く社会に公表するとともに、その結果に基づき学生の学修成果と進路実現に相応しい教育の高度化、学修環境・内容等のさらなる整備・充実に取り組んでいる。
実施項目 1－1 ③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	学長は、理事会からの委任された権限を行使するとともに、大学学則、大学院学則、短期大学部学則に明記する使命を達成するため、リーダーシップを発揮するとともに大学運営を統括し、所属教職員を統督する。 全学の意思決定機関として、学長を議長とする「運営幹部会」を置くことを学則で定め、大学運営に係る重要な事項を審議することとしている。 教授会は、学則並びに教授会規程に定める本学の教育研究に関する重要な事項を審議するため設置しており、学校教育法第 93 条に規定された学長の決定を行うにあたり意見を述べる機関としている。 学長を補佐する体制として、副学長、学部長・学科長・科長を設置している。副学長は学長を助け、学長の命を受け校務をつかさどっている。その他学部長等は各部門の校務をつかさどっている。
実施項目 1－1 ④	説明
教職協働体制の確保	運営幹部会や各種委員会のメンバーは教員と職員で構成されており、教職協働の体制は整備されている。
実施項目 1－1 ⑤	説明
教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・	FD 活動については、大学と短大部の合同 FD 委員会が統括し「学生による授業評価アンケート」「FD 研修会」

年次計画の策定及び推進	「教員による授業の相互参観」等を年次計画に基づき取り組んでいる。 SD活動についても、大学と短大部の合同SD委員会を組織し毎年SD推進に係る基本方針と年次計画を策定し教職協働で教職員の専門性、資質の向上に努めている。
-------------	--

原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目 1－2①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	学園の将来構想のもと、中教審答申「2040 年に向けたグランドデザイン」を踏まえ、建学の精神に基づくミッションを再定義（強みや特色を社会にわかりやすく発信）し、外部環境や直面する課題を踏まえ、社会からの評価や信頼、支援を得る好循環の確立を目的とし、経営戦略プラン『WISTERIA PLAN 2029』（前期 5 年、後期 5 年）を策定している。
実施項目 1－2②	説明
計画実現のための進捗管理	中長期計画の各種アクションプランの進捗管理は、年度末に「進捗状況管理票」と「進捗管理報告書」において点検・評価し、翌年度 6 月に学内で報告会を実施した上で理事会へ報告している。

原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目 2－1①	説明
社会の要請に応える人材の育成	本学では、聴講生制度や科目等履修生制度のほか、大学院や短大部においては長期履修生制度を設け、地域の多様な社会人を受け入れる体制を整えている。また、地域連携・広報センターが行う各種公開講座のほか、高度リハビリテーション人材育成センター及び看護学研修センターでは、医療従事者向けの各種研修会等を実施し、社会の要請に応じた学びの機会を提供している。
実施項目 2－1②	説明
社会貢献・地域連携の推進	豊橋市、新城市、愛知県等の自治体をはじめ、㈱サーラ、豊橋商工会議所、豊橋信用金庫、イオンモール豊川などの産業界、及び豊川市民病院等と連携協定を締結し、社会課題や地域課題の解決に向けて取り組んでおり、「知の拠点」として大学の役割を果たしている。

原則 2－2 多様性への対応

実施項目 2－2①	説明
多様性を受容する体制の充実	ダイバーシティ&インクルージョン（多様性）の理念を踏まえ、施設のバリアフリー化や多目的トイレの設置を行うほか、「障害学生支援に関する基本方針」を定め、障がいのある学生へのサポート体制の整備・充実に努めている。また、ハラスメント等の健全な学生生活を阻害する行為については、相談窓口を設置し、迅速かつ適切な対応を行っている。
実施項目 2－2②	説明
役員等への女性登用の配慮	役員や評議員等への女性登用については理事 6 名中 1 名、評議員 7 名中 1 名が女性であり、その他、学科長や各種委員会委員長、事務局管理職においても女性を積極的に登用している。

原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3－1①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	理事は、私立学校を経営するために必要な知識又は経験及び学校法人の適正な運営に必要な識見並びに社会的信望を有する者のうちから、寄附行為で定められた理事選任機関である評議員会が選任することとしている。
実施項目 3－1②	説明
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	理事会は、学校法人の適切な運営のための業務を決し、理事の職務執行を監督し、理事会において議決する重要事項を寄附行為等に明示している。また、理事会において議決された事項は、議事録に記録し、保存するとともに、理事会へ業務執行者から適切な報告がなされるよう留意しているとともに、理事選任機関である評議員会との建設的な協働と相互牽制体制を確立し、理事会運営の透明性を確保するよう努めている。
実施項目 3－1③	説明
理事への情報提供・研修機会の充実	理事に対して、学校法人運営の判断に必要な情報提供を行うとともに、必要により研修機会を提供し、その内容の充実に努めている。

原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目 3－2①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び	監事は、独立性を確保する観点を重視したうえで、学校運営その他の学校法人の業務又は財務管理につい

選任過程の透明性の確保	て識見を有する者のうちから、寄附行為により評議員会の決議により選任することとしている。 監事の総数が 2 人を下回ることとなる場合に備えて補欠の監事を選任することとし、業務の継続性が保たれるよう考慮している。 会計監査人は、理事その他役員との利害関係がなく、その独立性を確保する観点を重視し、寄附行為により評議員会の決議によって選任することとしている。
実施項目 3-2②	説明
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	監査機能の強化のため、学校法人藤ノ花学園監事監査規程を制定し、必要に応じて、内部監査の監査内容及び本法人業務の改善について内部監査委員会と連携を図る。また、財産の状況を監査するに当たり、会計監査人から報告を求めるとともに、必要に応じ専門的事項の調査を委任することができることとしている。
実施項目 3-2③	説明
監事への情報提供・研修機会の充実	監事が十分な監査ができるよう、監査業務を支援するための情報提供・研修機会の確保・充実に努めている。

原則 3-3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3-3①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	評議員は、私立学校の教育又は研究の特性を理解し、学校法人の適正な運営に必要な識見を有する者のうちから、寄附行為により評議員会にて選任することとしている。評議員の選任は、年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮している。
実施項目 3-3②	説明
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後 3 月以内に開催するほか、必要がある場合に開催することとし、理事会の議決に基づき理事長が招集する。 評議員会には理事長・副理事長（代表業務執行理事）、監事が出席することとしており、理事会との建設的な協働と相互牽制体制を確立し、運営の透明性を確保している。
実施項目 3-3③	説明
評議員への情報提供・研修機会の充実	評議員に対しては、評議員会の審議事項に関する情報について事前に示す等のサポートにより情報提供に配慮している。また、学校法人の適切な運営に必要とされる識見を習得できるように、新任・外部を含む評議員に対する情報提供・研修機会の確保・充実に努めている。

原則３－４ 危機管理体制の確立

実施項目３－４①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	学内における火災及び地震発生時の防災マニュアルは整備してキャンパスガイドに掲載し、学内に広く浸透させている。今後発生が予想される大規模災害対応については、各種規程整備を行い、自衛防災隊の編成をはじめ、責任の明確化及び適正な防災管理体制の維持に取り組んでいる。学生等の安全確保や重要事業の継続、早期復旧のための事業継続計画の策定は、今後策定していく。
実施項目３－４②	説明
法令等遵守のための体制整備	教育・研究活動・業務等において、必要な規程を定めており、学内のネットワーク上に示し、必要に応じ常に閲覧できる環境整備に努めている。また、学校法人藤ノ花学園公益通報規程を定め、不正行為等の早期発見と是正を図り、もって、本法人の健全な経営及び教育研究体制の維持発展に努めている。

原則４－１ 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目４－１①	説明
情報公開推進のための方針の策定	大学ウェブサイトの大学情報のページにおいて、社会に対する説明責任と適切な情報公開について基本方針を明示している。
実施項目４－１②	説明
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	情報公開に当たっては、大学概要に「教育情報の公開」のページを設けて必要項目を集約する等、分かりやすく公表するほか、広報誌等の紙媒体については、学生及びステークホルダーが知りたい情報を分かりやすい説明に努め、写真や図表等を用いるなど説明方法も工夫している。

Ⅱ－Ⅱ. 「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明